

平成27年度第7回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年10月21日（水） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 本庁舎5階 第1会議室

3 出席者

委 員

片木委員長、高橋副委員長、赤尾委員、大東委員、廣戸委員、光木委員、湯原委員、吉田委員

所管部局

齊下福祉保健部長、王島淀江支所長、平木教育委員会事務局長、その他関係職員

事務局

菅原総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 議 事]

指定管理者候補者案（諮問案）の審議について

審議の冒頭で、前回第6回の会議において一応承認された米子市福祉保健総合センターほか、米子市シルバーワークプラザ及び米子水鳥公園ほかの選定基準・評定票について、市が定めた記載要領に基づいて修正した選定基準・評定票を再提示したところ、異議なく承認された。

なお、3法人の応募があった米子市福祉保健総合センターほかの優先交渉権の順位について、この修正による影響はなかった。

(1) 米子市心身障害者福祉センターほかの審議（継続審議）

赤尾委員から、議事に利害関係がある旨の申し出があり、議事から外れることとなった。

所管部局が、選定基準・評定票の修正について説明した。

【質疑等】

特になし

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市心身障害者福祉センターほか」について、市の評定どおり優先交渉権の順位付けが承認された。

(2) 米子市淀江温泉施設ほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（副委員長）選定基準の４の（５）「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」の評定が、従前は「やや優れている」（７点）であったのが「優」（１０点）に修正されているが、その理由は。

（所管部局）従前の評定方法に誤りがあったので、選定基準・評定票の記載要領に基づいて再評定した。

（廣戸委員）新聞に載っていたが、市が伯耆古代の丘公園のあり方を検討する庁内組織を立ち上げたとのことである。指定管理者の意見をどう汲み上げるか分からないが、これは市が主導権を持って指定管理者と協議しながら検討するということか。

（所管部局）伯耆古代の丘公園の入園者数が減少傾向にあることから、市では昨年度、関係部局を集めて検討委員会を組織した。この組織で周辺エリア全体の集客力を高める方策の検討を始めており、今後は指定管理者も交えながら、入園者数の増加を図っていきたい。最初は歴史公園としてスタートしたが、ブームなどいろいろな理由から、年々集客力が落ちてきた。具体的にどのような施設にするのかは、今後プロの目も入れながら検討したいと考えている。

（委員長） 選定基準の４の（１）「法人等の経営状況に問題はないか。」の評定が「やや劣る」（４点）となっているが、その理由は。

（所管部局）（候補者は）これまでは収支とんとんでやってきていたが、平成２６年度に赤字を出したので、その点で「やや劣る」（４点）とした。

（委員長） （赤字を出した）大きな要因としては、利用者数の減少に伴う収益の減少なのか、それとも元々経営的にそのような推移をたどってきたのか。

（所管部局）候補者は、以前は黒字決算が続いていたが、一般的な景気の低迷や原油価格の高騰の影響もあるが、近年は、長距離バスの運行の問題から日帰りツアーが減少し、飲食や入浴の売上が落ち込み、赤字決算となっている。

（委員長） だから市としてもテコ入れをしようと検討委員会を立ち上げたということか。その検討の対象は、伯耆古代の丘公園だけか。

（所管部局）伯耆古代の丘公園については、３分の２が市外からの利用者であり、市民にもっと広く利用してもらうにはどうしたら良いかと検討している。候補者は、市が５０％近く出資している法人で、副市長が監査役となっている。淀江支所も一丸となって集客を図る方策を検討していきたい。話題には、伯耆古代の丘公園の名前が出ているが、一体のエリアとして考えている上淀白鳳の丘展示館も併せて検討するものである。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市淀江温浴施設ほか」について、市の評定どおり候補者案が承認された。

(3) 米子市淀江農林産物直売施設の審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(委員長) 業務評価書の中に「黒字化に向けた経営体質改善に努めてください。」とあるが、現状は赤字なのか。

(所管部局) 過去５年間を見ると黒字・赤字の波があるので、赤字が続かないような手堅い経営を目指してほしいという意味での表記である。

(廣戸委員) 平成２６年度は、職員数は変わらないのに人件費が大幅に削減されている。合意の上でとのことだが、こういうことで本当に良いのか。

(所管部局) 職員の中で相談した上で、経営改善のための一時的な試行として行われたものであり、平成２７年度は（人件費は）元どおりとなっている。

(赤尾委員) 指定管理料なしで地元の人の力で管理運営するというのは、素晴らしいことだとは思いますが、赤字が出たりすると、地元の人も大変だと思う。指定管理者制度を適用している意味はどういうものか。

(所管部局) この施設は、地域の振興を目的として地元で自主的に管理運営をしていただくということで、旧淀江町が県の補助を受けて建設したものである。施設としては市の行政財産であるので、指定管理者制度を適用して管理運営を行っていただいている。

(赤尾委員) 知人もすごく良い施設だといっているが、指定管理料なしで管理運営してもらっているというのは申し訳ないような気がする。

(委員長) 運営の改善を目指しているということだが、レストランや直売施設の事業提案を見ても、やや抽象的であり、具体的な提案が少ないように思われる。地元で知恵を出し合うというのが基本だとしても、専門家のアドバイスなどは必要とされていないのか。

(所管部局) 味噌や蕎麦などの商品の独自開発により、新たなニーズを掘り起こして、直売施設の販売高を上げようとしている。レストランでは、客のニーズの高いメニュー構成を考えている。現場の統括職員は、客と直接話をして要望を聞き出したり、いろいろな試作品を作ってみたり、あの手この手を常に考えている熱心な職員である。現在は特に専門家のアドバイスなどは求められていないが、策に行き詰まったときには、市の関係部局と相談して必要なサポートをしていきたい。

(吉田委員) この施設の管理は、管理委託とする方法と指定管理とする方法があると思うが、指定管理とした意義は何か。

(事務局) 平成15年の地方自治法改正により、管理委託制度は指定管理者制度に移行することとされたため、この施設に指定管理者制度を適用している。

(吉田委員) この農事組合というのは、民間の団体か。

(所管部局) この農事組合は、昭和63年に「しせんそう」という施設が整備されたときに、地元の関係者が出資してつくられた任意の民間団体である。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、「米子市淀江農林産物直売施設」について、市の評価どおり候補者案が承認された。

(4) 米子市児童文化センターの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(委員長) 自主事業の実施状況を見ると、一昨年度あたりから利用者数が減少しているものもかなりあるが、何か明確な要因があるのか。

(所管部局) プラネタリウムはかなり古い施設であり、企画の改善は図っているが、どうしても内容が古いという印象である。近年の映像文化の発展の中で、プラネタリウムへの興味も薄れてきているのではないかと感じている。また、児童数も減少している状況の中で、PRに努めても利用者数の増加にはつながっていないという面がある。

(委員長) 施設の老朽化という問題は、他の施設でも同様だが、行政側の責任の範囲となってくる。プラネタリウムに人気がないというのは、施設自体に問題があるのか、ソフトの問題か。

(所管部局) 市では、本年度も屋根の補修を行うなど、年々少しずつ施設の改修を行っている。プラネタリウムの設備面では、例えば椅子の座面が硬いとか、全体的に一昔前の施設と感じられる面もあるかと思う。

(委員長) プラネタリウムの大幅な改修の見通しはないのか。

(所管部局) 市が公の施設の長寿命化の計画を策定しようとしている。これに合わせて、施設本体やプラネタリウムをどうするのか考えようと思っている。

（副委員長）建物本体の問題なのか、プラネタリウム本体の問題なのかということである。数年前に、今までの何倍もの数の星をクリアに見ることができる最新のプラネタリウムができて、それを東京で設置したら、行列ができて大人も子どもも並んで待っているという状況のようである。この施設のプラネタリウム本体は、３０年前から変わっていないのか。

（所管部局）はい。

（副委員長）それが（人気のない）原因ではないか。

（委員長） 近県の都市では、どこにプラネタリウムがあるか。

（所管部局）県内では、鳥取市の「さじアストロパーク」という施設にある。島根県内では、三瓶山の「サヒメル」という施設にある。また、出雲市の「出雲科学館」という施設にもあるが、ここでは一般投影は行われていない。

（委員長） （副委員長の言う）最新のプラネタリウムはいくら位するのか。

（所管部局）約２億円と聞いている。

（委員長） 子どものためだけではなく、地域活性化の一つの拠点となるのであれば、それ位の投資でも効果は大きいのかもしれない。教育委員会だけではなく市の他の部局の応援のもとに、地域活性化の目玉として「行列のできるプラネタリウム」を位置付けることができるのであれば、予算の考え方も変わってくるのかもしれない。

（光木委員）候補者の積立金の取崩しを行うとのことだが、平成２６年度以前はどうだったか。

（所管部局）図書費に充てる目的で、以前から取崩しを行っている。

（委員長） 指定期間を１０年にするということが、日常的に利用者の意見や各分野の関連専門家の意見を（施設の管理運営に）反映させる機会はあるのか。

（所管部局）利用者の意見はアンケートによって把握しているし、米子市児童文化センター運営委員会による外部評価を毎年行っていたという仕組みになっている。

（委員長） 当然その意見の中に、プラネタリウムが古いといったようなものもあるのか。

（所管部局）そのような意見もある。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市児童文化センター」について、市の評定どおり候補者案が承認された。

(5) 米子市文化ホールほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（副委員長）支出の中の施設管理費に舞台設備操作 8 2 1 万円とあるが、これはどのような経費か。

（所管部局）イベント時の照明や音響を含めた、舞台設備の操作業務の委託に係る経費である。

（副委員長）具体的に、どういうときにその業務が必要になるのか。

（所管部局）大きいステージ公演などは係員だけでは対応できないので、舞台の設営から撤去まで、開演中の設備の調整なども含めて委託している。

（副委員長）大道具さんを外注しているというイメージで良いか。

（所管部局）大道具も含めて、照明や音響の機材の操作を委託している。

（副委員長）そういう内容であれば、人材を育て上げて対応させることはできないのか。

（所管部局）各館に 1 人ずつ舞台技術員を置いており、その者の指示によって（委託業者が）舞台操作を行う。その業務の中で、舞台技術員にノウハウが蓄積されることとなる。

（副委員長）その舞台操作の経費が施設管理費の中に入っているが、それを事業費として認識するかどうかという問題はある。

（所管部局）事業費とは、あくまでも自主事業に限った経費であり、舞台操作の経費は、施設管理費の中で委託料として支払うものである。

（副委員長）収支で赤字が出たら、候補者からの繰入金で埋めるという感じか。

（所管部局）入場料などの事業収入もあるが、どうしても不足する部分は、候補者からの繰入金で賄っている。

（副委員長）文化ホールは約 7 0 0 人収容で、公会堂は約 1, 1 0 0 人収容とのことだが、この 2 施設に限ってはバッティングすることはないのか。

（所管部局）市民の文化団体が気軽に使えるのは 5 0 0 人から 7 0 0 人規模までであり、公会堂だと大きすぎる感じである。また、中央の大きなイベントや大規模集会などでは、7 0 0 人規模では足りないので公会堂を使うという感じである。4 0 0 人の違いは大きく、それぞれ使い分けられている。

（湯原委員）文化ホールの管理員が 2 名から 3 名に増員とあるが、その理由は。

（所管部局）貸し館のときの施設の管理員は夜間の対応もあるし、イベントが多くなると交代要員が必要となるため増員した。

（吉田委員）管理体制の中の各職員の専任・兼任又は常勤・非常勤の別は、どうなっているのか。

（所管部局）館長は3館を1人で兼任、副館長は各館に1人ずつ選任で置いている。また、その他の職員は、正職員・臨時職員の違いはあるが、全て専任の常勤職員である。

（吉田委員）企画員その他の職員には、資格などが必要なのか。

（所管部局）舞台技術員には資格は必要ないが、専門知識と経験が必要とされる。企画員はイベントを企画しないといけないので、研修などを受けて経験を積んだ者に任せている。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、「米子市文化ホールほか」について、市の評価どおり候補者案が承認された。

（6）米子市福市考古資料館ほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（委員長）業務評価書では高い評価となっているが、同時に今後の課題も挙げられている。例えば、「今後も利用者の増加につながるような展示事業やソフト事業が継続的に実施されることに期待したい。」などとあるが、そのあたりは事業計画書の中に具体的な提案があるのか。もし新しい提案があるとすれば、（選定基準の2の（3）「自主事業計画書の内容は適切か。」について、）従来の水準を維持する「普通」（10点）の評価が「やや優れている」（14点）となるかもしれない。それなりに評価の高い現在の水準を維持する内容だったのか。

（所管部局）候補者へのヒアリングでは、この施設の利活用の手引を各小学校に配布したり、先生には授業で活用してもらうよう説明したり、ことあるごとにPRしているとのことである。ただ事業計画書にはその記載がなく、評価の段階で事業計画書の記載内容について評価した結果、「普通」（10点）の評価となった。

（委員長）事業計画書に記載はないが、特に小学校の団体利用により利用者を増加させる取組は行っているということだ。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、「米子市福市考古資料館ほか」について、市の評価どおり候補者案が承認された。

（7）米子市体育施設及び都市公園の審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（廣戸委員）2位の候補者は、（維持管理業務を）丸投げ（全て外部委託する）ということだが、市外その他施設での状況はどうか。

（所管部局）維持管理業務を協力企業に外部委託している事例が多いが、その協力企業との共同企業体として指定管理者となっている事例もある。

（廣戸委員）前回（5年前）の選定のときも共同企業体での応募者があったが。

（事務局）5年前であれば、福祉保健部所管施設で共同企業体の応募者があった。

（廣戸委員）（維持管理業務を）丸投げしたとしても、（指定管理者として管理業務を）やる自信があるから応募してきたのか。

（所管部局）そういうことだと思う。

（副委員長）1位の候補者は、（管理人が常駐しない施設に）防犯カメラを設置するとのことである。結構な費用となると思うが、これは候補者の負担か、それとも市の負担か。

（所管部局）候補者が負担する。防犯カメラは、武道館の玄関の2か所に設置する。

（光木委員）評定結果や順位付けに異論はないが、一点だけ確認したい。施設の老朽化が進んでいるということについては、市と候補者の共通認識があると思うが、市の試算額には、施設の老朽化への対策に要する費用が加味されているのか。

（所管部局）市の試算額は、単純に過去の管理経費の平均により算出した。今後の修繕等に要する費用は加味していない。

（光木委員）そうであれば、今後は（施設の）設置者のマネジメントとして、今後の修繕費を必要経費として認めるべきである。適切な修繕費を見込んだ（候補者の）予算額と、それを全く見込んでいない（市の）試算額を比較するのは適当ではない。事務局を含めて、今後そのような試算とすることを検討してほしい。

（所管部局）市としては施設の維持管理を重視する方針であるので、予算の提案の際には十分な必要経費を見込むように各候補者に説明している。そのような必要経費を市の試算の中に含めていなかったことは申し訳ない。今後、施設の長寿命化の計画の中で、年にどれ位の経費を見込むかを考えていきたい。

（副委員長）先日資料の差替えがあった収支決算状況は、支出の欄に金額が入っていなかったが、これは書類を受け付けるときにチェックしないのか。

（所管部局）この資料は、平成26年度の実績として市が作成した資料であり、市の誤りで金額の記載のないものを提出してしまったものである。

（副委員長）以前も指摘したが、支出の中の消費税額が人件費も含めて計算されたものになっている。人件費には消費税はかからないから、人件費の８％である約９００万円が余ってしまう。これは諸経費として指定管理者の利益になるのか。それとも市に返還されることになるのか。

（所管部局）指定管理者が受け取っているのは、収入の欄にあるとおり指定管理料と消費税及び地方消費税の合計額である。支出の中で人件費として支払うものには消費税は含まれないので、余った分は国庫に納めることとなる。

（副委員長）支出の中の消費税の内、使いきれなくて余った分は（市に）返してもらうということか。

（所管部局）返してもらうのではなく、国庫に納めることとなる。

（副委員長）言ってみれば、指定管理者の儲けにはしないということか。

（所管部局）はい。

（廣戸委員）年度ごとの指定管理料の支払いについては、あらかじめ債務負担行為として決議してあるのか。

（所管部局）債務負担行為として５年間分の決議を取るが、具体的な金額を定めているものではない。

（廣戸委員）年度ごとの実績に基づくものではないのか。

（所管部局）基本的には、各年度の収支予算書に基づいて管理業務を行うこととなるが、指定期間中に自主事業を追加することなどもある。そのため、年度ごとの自主事業計画等に基づいて金額を確定させ、年度ごとに契約している。あらかじめ５年間分の金額を確定させることが難しいので、このようなやり方となっている。

（吉田委員）収支決算状況の支出の欄にある修繕費は、指定管理者の負担で行った小修繕の経費か。

（所管部局）はい。

（吉田委員）選定基準・評定票の収支予算には、修繕費として一定の支出が見込まれているのか。

（所管部局）１位の候補者は年５００万円、２位の候補者は年７００万円を見込んでいるが、維持管理業務の委託料約３，５００万円の中にも修繕費が含まれている。

（吉田委員）選定基準の２の（２）「施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。」のところで、１位の候補者は「施設の具体的な修繕計画について提案されており、（略）点検・修繕を行っていく考えがある。」と記載があり、２位の候補者は「（略）施設の管理・営繕については、協力企業に任せる形であり、具体的な修繕・維持管理計画の提案はない。」と記載がある。しかし修繕費としては、両者同じ位の支出を予定しているということであり、この２の（２）の評定にこれだけ（「やや優れている」（１４点）と「やや劣っている」（４点））の差がつくのはなぜか。

（所管部局）事業計画書の比較では、１位の候補者は別冊資料として作成しているとおり、各施設の破損箇所などを詳細に把握（記録）しており、その修繕計画についても具体的に記載されている。対して２位の候補者は、施設の老朽化に対応した適切な維持管理について、全て協力企業に委託することとしており、具体的な計画の記載がなかった。ただ経費として、修繕費７００万円と委託料を確保しているということである。そのため、２の（２）の評定には差をつけた。

（湯原委員）こういう施設は災害時の緊急避難場所となるが、災害時にすぐに避難場所として開放されるような連絡体制は考えられているか。

（所管部局）災害が起こりそうなときには、市が指定管理者に事前に連絡をとっているし、災害が起こったときは、市が指定管理者の責任者に指示して施設を開放させている。協定の中で、災害時の避難場所として使用することを定めている。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市体育施設及び都市公園」について、市の評定どおり優先交渉権の順位付けが承認された。

(8) 米子市皆生市民プールの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（副委員長）団体等の経営状況の資料で、（１位の候補者の共同企業体の２法人の内）法人②の財務分析指標の流動比率と固定長期適合率がそれぞれちょうど１００％となっている。法人が１日でも活動していたら、絶対このような数字にはならない。

（所管部局）法人②から提出された貸借対照表の数字のとおりで計算した。

（副委員長）そうであれば、その貸借対照表に誤りがある。こんなことはあり得ない。こういう（財務分析指標の）数字になるということは、この法人②は一切活動していないのではないか。

（所管部局）この法人②は、現在の米子市営東山水泳場の指定管理者であるので、活動していない訳はない。おそらく貸借対照表の数字に誤りがあるのではないかと思う。

(副委員長) 選定基準の4の(1)「法人等の経営状況に問題はないか。」の評定は、両候補者とも「普通」(10点)となっているが、1位の候補者は2法人合わせての評定だとしても、法人②の貸借対照表に本当の数字が入っていないのなら0点だ。

(所管部局) 1位の候補者の2法人の間で管理運営に関する協定が締結されており、それによると、管理運営に係る収入・支出等財務会計業務は全て法人①の責任において行うこととなっている。仮に赤字が出た場合でも、法人①が責任を持つとのことである。

(副委員長) 流動比率(が100%であること)を見ても、金銭が1円も動いていないということになる。

(所管部局) ご指摘のとおり、法人②の貸借対照表に誤りがあるのだと思うが、資料の提出時に所管部局で確認しておくべきであった。この4の(1)の評定については、どうしたら良いか。

(副委員長) 我々がどうこう言うものではないが、法人①だけで(管理業務を)やらせれば良いのではないか。

(所管部局) 財務的なことに関しては、実質的には法人①が全てを取り仕切って行うこととなっている。

(副委員長) こういうこと(貸借対照表に誤りがあること)がまかり通ってしまうと、この選定委員会は何を見ているのかということになってしまう。

(事務局) 提案だが、この法人②の貸借対照表について所管部局に確認をさせて、次回第8回選定委員会で報告させるというのはどうか。

(委員長) 間違いは明らかだということなので、いずれにしても確認は必要である。その結果で評定が変わるのかどうかだが、それも含めて次回第8回選定委員会で提案してもらうこととしたい。

(吉田委員) 選定基準の4の(5)「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」の評定について、2位の候補者は100%継続雇用だが、労働条件は2位の候補者のものを採用するとある。これはその労働条件が1位の候補者のものより劣るから評定に差がついたのか。

(所管部局) 継続雇用の対象者一人一人の労働条件を比較したものではなく、人件費の単価は2位の候補者のほうが低いことや、配置換えなどにより現在の勤務地で働き続けられる保証がないことなどを考慮して評定した。

(吉田委員) 労働条件が良くなることもあるのではないか。

（所管部局）提出資料だけでは労働条件を判断できないし、労働条件が良いか劣るかを精査して評定したものではない。1位の候補者は労働条件が変わらないので「優」（10点）となり、2位の候補者は労働条件が変わるので「やや優れている」（7点）とした。

【審議結果】

委員から、市が提出した参考資料の内容に疑義があるとの意見が出され、「米子市皆生市民プール」について、次回第8回選定委員会で継続審議することとなった。

[4 その他]

次回の会議は、11月2日（月）に開催することが確認された。

[5 閉 会]